

最低制限価格の算出方法変更について

最低制限価格制度における最低制限基本価格の算出方法を次のとおり変更します。

令和4年9月1日以降に入札公告又は指名通知する建設工事から変更後のとおりとします。

1 変更前

◎共通

各基本価格が予定価格の 9/10 を超える場合は、予定価格の 9/10 を各基本価格とし、予定価格の 7/10 に満たない場合は、予定価格の 7/10 を各基本価格とします。

土木工事

・最低制限基本価格=(直接工事費×0.97)+(共通仮設費×0.9)+(現場管理費×0.9)+(一般管理費等×0.55)

建築工事

・最低制限基本価格=(直接工事費×0.9)×0.97+(共通仮設費×0.9)+(直接工事費×0.1+現場管理費)×0.9+(一般管理費等×0.55)



2 変更後

◎共通

各基本価格が予定価格の 9.2/10 を超える場合は、予定価格の 9.2/10 を各基本価格とし、予定価格の 7.5/10 に満たない場合は、予定価格の 7.5/10 を各基本価格とします。

土木工事

・最低制限基本価格=(直接工事費×0.97)+(共通仮設費×0.9)+(現場管理費×0.9)+(一般管理費等×0.68)

建築工事

・最低制限基本価格=(直接工事費×0.9)×0.97+(共通仮設費×0.9)+(直接工事費×0.1+現場管理費)×0.9+(一般管理費等×0.68)

詳細につきましては、阿波市ホームページにて阿波市最低制限価格制度事務取扱要領を御確認ください。